資 料 4

基本計画（第１章Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）部分の修正案について

【見え消し版】

※二重取り消し線は削除、赤字は加える箇所

（８ページからのアンケートに関する表は修正後のものとなっています。）

第１章　総論（基本計画）

Ⅰ　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨・経緯

音更町では、昭和５６年（１９８１年）の「国際障害者年」を契機に、各種福祉施策の充実、公共施設の整備・改善などに積極的に取り組むとともに、平成１０年（１９９８年）３月には、障がいがある人の自立と社会参加を促進するための中期的・体系的な施策の方向性を明らかにすることを目的に「音更町障害者福祉計画」を策定し、障がいがある人の「完全参加と平等」の実現を目標として計画的に障がい福祉施策を推進してきました。

この間、抜本的な制度改正が行われ、平成１５年（２００３年）４月には、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に変わり、平成１８年（２００６年）４月には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらず、一元化してサービスを提供するとともに、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へと変わるなど、我が国の障がい者施策は大きな転換期を迎えることとなりました。

さらに、平成２５年（２０１３年）４月には、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更され、障害者手帳の交付を受けていない難病患者の一部もサービスの利用が可能になり、平成３０年（２０１８年）４月には、生活と就労に対する支援の更なる充実と障がい児支援に係るニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援サービスなどが創設されました。

一方、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指した関係法等の整備も進められ、平成２３年（２０１１年）８月に「障害者基本法」の改正による障がいがある人の定義の見直し、平成２４年（２０１２年）１０月に「障害者虐待防止法」の制定、平成２６年（２０１４年）１月に「障がい者の権利に関する条約」の締結、そして、平成２８

年（２０１６年）４月には「障害者差別解消法」が施行されています。

こうした中で、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法により、市町村には、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画である障害者計画、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する障害児福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「音更町障害（がい）者福祉計画（平成１０（１９９８）～１４（２００２）、１６（２００４）～２３（２０１１）、２４（２０１２）～令和２（２０２０）、３（２０２１）～１１（２０２９）年度）」、「第１～６期音更町障がい福祉計画（平成１８（２００６）～２０（２００８）、２１（２００９）～２３（２０１１）、２４（２０１２）～２６（２０１４）、２７（２０１５）～２９（２０１７）、３０（２０１８）～令和２（２０２０）、３（２０２１）～５（２０２３）年度）」、「第１～２期音更町障がい児福祉計画（平成３０（２０１８）～令和２（２０２０）、３（２０２１）～５（２０２３）年度）」をそれぞれ策定しました。

これまでの計画では、国の基本指針等において設定することとされた数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表を作成等するとともに、自立支援協議会の立上げ及び専門部会の設置、職場体験事業の開始、障がい者基幹相談支援センター及び子ども発達支援センターの設置、広域による地域生活支援拠点等の整備などに取り組み、計画の着実な推進に努めてきました。

この度、~~「音更町障がい者福祉計画」「第５期音更町障がい福祉計画」及び「第１期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン」の計画期間が全て終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、新たな計画~~「おとふけ障がい福祉総合プラン２０２１」の前期実施計画である「第６期音更町障がい福祉計画」及び「第２期音更町障がい児福祉計画」の計画期間が終了するため、新たに中期実施計画として「第７期音更町障がい福祉計画」及び「第３期音更町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の一層の推進を図る必要があります。

このため、「音更町障がい者基本計画」、「第~~６~~７期音更町障がい福祉計画」、「第~~２~~３期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン~~２０２１~~２０２４」を策定し、引き続き本町の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、「おとふけ生きいきプラン21（音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「音更町子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する各種計画との整合性を図りながら、横断的な施策の推進にも努めます。

２　計画の位置づけ・構成

この計画は、本町のまちづくり全分野にわたる目指すべき方向性と施策等を定めた第６期音更町総合計画の部門別計画の一つです。障がい福祉施策の基本的な方向性や考え方を示す基本計画と、基本計画を実現するための施策の方向を定める実施計画から構成されます。

３　計画期間

基本計画（この計画の第１章が該当します。）の計画期間は、令和３年度（２０２１年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの９年間とします。実施計画（この計画の第２章と第３章が該当します。）の計画期間は、~~今回策定する~~前期実施計画~~（この計画の第２章と第３章が該当します。）~~が令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）まで、今回策定する中期実施計画が令和６年度（２０２４年度）から令和８年度（２０２６年度）まで、後期実施計画が令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までのそれぞれ３年間とします。

４　対象者の範囲

この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人のほか、同法改正の際の附帯決議や障害者総合支援法の主旨に則して、いわゆる難病等特定疾患がある人や高次脳機能障がいがある人も含めます。

Ⅱ　音更町の障がいがある人を取り巻く状況

１　音更町の障がいがある人の状況

（１）音更町の人口

音更町の人口は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末の~~４５，２１１~~４４，３７９人（住民基本台帳）から４年間で~~１，０７５~~１，２７４人減り、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末には~~４４，１３６~~４３，１０５人となっています。また、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末に~~２６．３~~２８．２％だった６５歳以上の人の割合は~~２８．６~~２９．８％になっています。

（２）身体障がいがある人の状況

音更町の身体障害者手帳所持者数は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末の~~２，２９０~~２，１５７人から~~２０３~~２６８人減り、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末で~~２，０８７~~１，８８９人となっています。

また、いわゆる重度障がい（１級と２級）の人が占める割合は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末が~~４５．４~~４５．９％で、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末が~~４４．９~~４５．８％であり、ほぼ横ばいの推移となっています。

令和~~元~~４年度（２０２２年度）末の障がい種別の構成比は、視覚障がいが~~３．２~~３．７％、聴覚・平衡機能障がいが~~７．７~~９．８％、音声機能・言語機能・そしゃく機能障がいが０．７％、肢体不自由が~~５７．６~~５２．９％、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいが~~３０．８~~３２．９％となっており、過去５年間を比較しても、ほぼ同様の割合で推移していますが、~~聴覚・平衡機能障がい~~肢体不自由のある人の割合が少し減り、内部障がいのある人の割合が少し増えてきている状況にあります。

（３）知的障がいがある人の状況

音更町の療育手帳所持者数は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末の~~３９４~~４４０人から~~５８~~５２人増え、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末には~~４５２~~４９２人となっています。

障がい等級別では、~~令和元年度の~~重度であるＡ判定の人の割合と中軽度であるＢ判定の人の割合~~が~~は令和４年度（２０２２年度）末がそれぞれ~~３３．６~~３１．３％と~~６６．４~~６８．７％で、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末がそれぞれ３５．５％と６４．５％であり、Ａ判定の人の割合が減少しＢ判定の人の割合が増えてきている状況にあります。~~とほぼ同率であり、過去５年間を比較しても、ほぼ同様の割合で推移しています。~~

（４）精神障がいがある人の状況

音更町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末の~~２５２~~２９３人から~~４８~~４４人増え、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末には~~３００~~３３７人となっています（通院や入院をしていても手帳を持たない人は含みません）。また、自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）の受給者数は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末現在の~~６２６~~７６９人から~~１５７~~１１１人増え、令

和~~元~~４年度（２０２２年度）末現在では~~７８３~~８８０人となっています。

（５）難病等特定疾患がある人の状況

音更町の難病患者数（難治性特定疾患医療費給付対象者数）は、平成~~２７~~３０年度（２０１８年度）末の~~３９２~~３８４人から、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末には~~３９５~~４４１人となっており、~~ほぼ横ばいで推移しています。~~増えてきている状況にあります。

なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末で~~４２~~４６人となっています。

（６）発達障がいがある人の状況

発達障がいは、平成１７年（２００５年）４月に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいは、いろいろな特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多いため、診断が難しく、また、固有の支援制度等もないことから、正確な人数の把握が難しい状況にありますが、平成２８年度（２０１６年度）の厚生労働省の調査では、医師から発達障がいと診断された人が全国で約４８万１千人いると推計されています。

（７）高次脳機能障がいがある人の状況

高次脳機能障がいは、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した際の後遺症として見られるもので、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れ、日常生活や社会生活に制約が出てしまうことがあります。

高次脳機能障がいは、外見上からはわかりにくいため、「見えにくい障がい」といわれ、十分な理解が得られていない実態にあり、正確な人数の把握が難しい状況にありますが、平成２８年度（２０１６年度）の厚生労働省の調査では、医師から高次脳機能障がいと診断された人が全国で約３２万７千人いると推計されています。

（８）音更町の人口に占める障がい等がある人の割合

音更町の人口に対して~~６．４~~６．３％の人が何らかの手帳を所持しています（前期計画策定時~~６．６~~６．４％）。

また、発達障がいがある人や高次脳機能障がいがある人を含めると、潜在的には人口に対して約１割の人が何らかの障がいがあると考えられます。

（９）施設入所、入院している人の状況

施設入所者は、~~平成２８~~令和元年度（２０１９年度）末の~~１０３~~１０２人から６人減り、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末では~~１０２~~９６人となっています。

利用している施設の所在地は、町内が~~３８~~３７人（~~平成２８~~令和元年度（２０１９年度）末現在）から~~３７~~３４人（令和~~元~~４年度（２０２２年度）末現在）に、町外は、~~平成２８~~６５人（令和元年度（２０１９年度）末~~、~~現在）から６２人（令和~~元~~４年度（２０２２年度）末~~ともに６５人~~現在）になりました。

精神科病院に入院している人は、地域精神保健医療福祉社会資源分析データベースにより公表されている数値によると、~~平成３０~~令和４年（２０２２年）６月末現在で~~４０~~３０人おり、そのうちの~~９~~７人が１年以上入院している状況にあります。

（参考）障がいがある人の今後の推計値

音更町の令和~~元~~４年度（２０２２年度）末の各世代に占める障がいがある人（各種手帳の交付を受けている人）の割合を、令和１１年度（２０２９年度）の人口推計値（※）の世代別人口に当てはめて推計すると、障がいがある人の人数は、令和~~元~~４年度（２０２２年度）末で人口~~４４，１３６~~４４，１０５人に対して~~２，９６５~~２，７１８人ですが、令和１１年度（２０２９年度）には人口４２，７４０人に対して~~３，１５０~~２，９４２人になるものと見込まれます。

このことから、人口の減少にかかわらず、手帳の所持率が高い高齢者人口が増えていくことにより、障がいがある人も増加する可能性があるものと推測されます。

※人口推計値（令和１１年（２０２９年）・人口４２，７４０人）は、「音更町第６期総合計画」で試算した数値を基に推計したものを使用しています。

２　音更町民が利用できる障がい福祉サービス

障害者総合支援法と児童福祉法の規定により、利用できる主な障がい福祉サービスは次のとおりとなっています。

区分	サービスの種別	サービスの内容	総合※	児童※	地域※
日中活動系サービス	療養介護	病院等において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。	●		
	生活介護	主に重度の障がいがある人に、日中の介護や創作的活動の機会などを提供します。	●		
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）・宿泊型自立訓練	身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練や支援等を行います。	●		
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択をする支援を行います。	●		
	就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。	●		
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。	●		
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題等に対応できるよう相談支援を行うとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	●		
	短期入所（ショートステイ）	介護を行う人が病気になった場合などに、短期間、施設に入所することにより、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。	●		
居住系サービス	自立生活援助	居宅での1人暮らしにより自立した生活を送るため、定期的な巡回訪問や随時の訪問対応等の相談・援助を行います。	●		
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を送ることが可能な人に対して、相談支援や入浴、排せつ、食事、洗濯、掃除等の日常生活上の介助を行います。	●		
	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に対して、居住の場を提供し、主として夜間における日常生活上の支援等を行います。	●		
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	入浴や排せつ、食事など自宅での生活の介護や通院のための付添いなどを行います。	●		
	重度訪問介護	重度の障がいがある人に、自宅での介護から外出支援までを総合的に行います。	●		
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。	●		
	行動援護	知的や精神の障がいにより、行動する際、常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援助などを行います。	●		
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを組み合わせて包括的に提供します。	●		
相談支援	計画相談支援	障がいがある人の相談に応じ、その人に適した障がい福祉サービス等の利用計画を作り、継続的に利用状況を確認します。	●		
	障害児相談支援	障がいがある児童の保護者の相談に応じ、その児童に適したサービスの利用計画を作り、継続的に利用状況を確認します。		●	
	地域移行支援・地域定着支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域で生活するための住居の確保などの相談に応じます。また、自宅に単身で生活している人との常時の連絡体制を取り、緊急時の支援等を行います。	●		
障害児通所支援	児童発達支援・放課後等デイサービス	発達に課題のある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。		●	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅への訪問により、重度の障がい等により外出の難しい児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や適応訓練など行います。		●	
地域生活支援事業	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出（冠婚葬祭、官公庁、金融機関等）の際に必要となる支援を行います。			●
	地域活動支援センター事業	地域生活の充実のため、創作的活動・生産活動の機会や社会との交流を促進する場を提供します。			●
	日中一時支援事業	地域生活の充実や家族の就労支援、介護負担軽減を図るため、社会参加活動やレクリエーション活動の提供等を行います。			●

※総合：障害者総合支援法で定めるサービス
※児童：児童福祉法で定めるサービス
※地域：地域生活支援事業（市町村で定めるサービス）

3　障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価

（1）サービス利用の状況について

本町における障がい福祉サービスの見込みと実績値については、次の表のとおりとなっています。おおむね見込み~~を上回る~~に近い実績値となっていますが、~~就労移行支援や就労継続支援A型、施設入所支援（※）~~訪問系サービスや相談支援等~~が~~で見込みを下回る実績値となっています。

特に、放課後等デイサービスの伸びが大きい状況にありますが、これは、サービスを提供する事業所が増えたことや、健診等により早期に発達面で心配のある子をサービス利用につなげることができていることが理由であると考えられます。

※施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少させることが目標となっています。

（２）アンケート調査結果の概要について

障がい福祉サービスの利用見込みや今後の施策を検討する上での資料とするため、在宅や施設で生活している人に対してアンケート調査を実施しました。結果の概要は、次のとおりですが、自由記載欄でも、施策に関する具体的な提案等もいただくことができましたので、今後の参考とさせていただきます。

◆アンケート調査の概要◆

① 調査方法　郵送による配布・回収、無記名での回答方式

② 調査対象及び回収率　※（ ）内は前回調査の数値

区分	調査対象者(人)	回答者数(人)	回収率(%)
１８歳以上	500(500)	257(251)	51.4(50.2)
１８歳未満	200(200)	84(103)	42.0(51.5)
合　　計	700(700)	351(354)	50.1(50.6)

③ 調査期間　　令和５年（２０２３年）３月２３日～４月１７日

④ 対象者の選定方法

障がい福祉サービス利用者及び手帳所持者（身体、療育、精神）から無作為抽出

※　６５歳以上の人は、サービス利用の際に介護保険優先となり、介護保険の計画においてサービス量等が勘案されているため対象外とした。

※　手帳制度のない難病を持つ人や高次脳機能障がいがある人についてもアンケート調査票を送付するため、次の団体の協力を得た。

【協力団体】

・北海道難病連音更支部

・脳外傷友の会コロポックル道東支部

※　施設やグループホームで生活している人の回答を確実に得るため、次の法人の協力を得た。

【協力法人】

・社会福祉法人音更晩成園

・社会福祉法人更葉園

・社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

・株式会社~~クローバー~~うちは

◆主な回答内容◆

〇利用しているサービスの満足度

１８歳以上は回答者の約４１％、１８歳未満は回答者の約~~７８~~７９％が何らかのサービスを利用していますが、その満足度は、次のとおりとなりました。

１８歳以上では、「サービスの利用時間や回数」が満足・おおむね満足と回答した人の割合が~~８０％を超え、~~約７６％、「サービスの内容」~~や「サービスの質」~~が~~７０％程度~~約６５、「サービスの質」が約６８％~~が~~という結果になりました。１８歳未満では、満足・おおむね満足と回答した人の割合が「サービスの内容」~~や~~では約８９％、「サービスの質」が約８５％、~~満足・おおむね満足と回答した人の割合が８５％を超え、~~「サービスの利用時間や回数」が~~７５~~８５％程度という結果になりました。

【１８歳以上】

回　答　内　容	満足している	どちらともいえない	満足していない
サービスの利用時間や回数	76.0%	17.3%	3.8%
サービスの内容	65.4%	25.0%	9.6%
サービスの質	68.3%	19.2%	9.6%

【１８歳未満】

回　答　内　容	満足している	どちらともいえない	満足していない
サービスの利用時間や回数	84.8%	4.6%	10.6%
サービスの内容	89.4%	10.6%	4.5%
サービスの質	84.9%	12.1%	3.0%

〇利用者負担額

利用者負担額について、「問題はない」と回答した人は、１８歳以上で~~８１．７~~６５．４％、１８歳未満で~~７８．７~~７８．３％となり、問題ないと考えている人の割合が前回よりも１８歳以上で約~~１１~~１６~~％~~ポイント、１８歳未満で~~６~~０．４~~％上昇~~ポイント減少する結果となりま

した。

【１８歳以上】

回　答　内　容	今　回	前　回
問題はない	65.4%	81.7%
負担額が多いと感じる	12.5%	11.5%

【１８歳未満】

回　答　内　容	今　回	前　回
問題はない	78.3%	78.7%
負担額が多いと感じる	20.0%	21.3%

○サービスを利用しやすくするために必要なこと

サービスを利用しやすくするために必要なこととして挙げられた項目のうち、上位５つの回答が次のとおりとなっています。順位と割合は異なりますが、１８歳以上、１８歳未満ともに同じ項目が上位に挙げられています。

【１８歳以上】

順位	回　答　内　容	割合
第１位	手続が早くて簡単になる	45.5%
第２位	利用者負担額を減らす	38.1%
第３位	支援する人が親切に対応する	35.8%
第４位	利用できるサービスの種類を増やす	34.6%
第４位	緊急時に対応してくれる	34.6%

【１８歳未満】

順位	回　答　内　容	割合
第１位	手続が早くて簡単になる	51.2%
第２位	利用者負担額を減らす	50.0%
第２位	利用できるサービスの種類を増やす	50.0%
第４位	支援する人が親切に対応する	45.2%
第５位	事業所までの移動手段が充実する	40.5%

○相談支援事業所

「相談支援事業所を知っている」と回答した人は、１８歳以上で~~２５．９~~２４．１%、１８歳未満で~~３２．０~~３１．０%となり、相談支援事業所の知名度が前回よりも１８歳以上で~~約４%~~１．８ポイント、１８歳未満で１~~%上昇~~ポイント減少する結果となりました~~が、依然、３割程度の知名度となっています~~。

【１８歳以上】

回　答　内　容	今　回	前　回
相談支援事業所を知っている	24.1%	25.9%

【１８歳未満】

回　答　内　容	今　回	前　回
相談支援事業所を知っている	31.0%	32.0%

○成年後見制度

「成年後見制度を知っている」と回答した人は、１８歳以上で~~２６．７~~３１．1%、１８歳未満で~~４０．８~~４７．６%となり、成年後見制度の知名度が前回よりも１８歳以上で４．４ポイント、１８歳未満で~~約３%~~６．８ポイント上昇する結果となりました。

また、「成年後見制度の利用を希望する」と回答した人は、１８歳以上で~~１４．７~~１６．４%~~、１８歳未満で３１．１%~~となり、利用希望者が前回よりも~~１８歳以上で約３~~%１．７ポイント~~、１８歳未満で約５%~~上昇する結果となりました。

【１８歳以上】

回　答　内　容	今　回	前　回
成年後見制度を知っている	31.1%	26.7%
今後、成年後見制度の利用を希望	16.4%	14.7%

【１８歳未満】

回　答　内　容	今　回	前　回
成年後見制度を知っている	47.6%	40.8%
今後、成年後見制度の利用を希望	19.0%	31.1%

○災害時の避難等について

災害時に「一人で避難できない」と回答したのは、１８歳以上で~~３２．７~~２４．５%、１８歳未満で~~４４．７~~４１．７%、「近所に助けてくれる人がいない」と回答したのは、１８歳以上で~~３８．２~~４０．４%、１８歳未満で~~４０．８~~５３．６%となっています。

さらに、１８歳以上で「災害時に家族と連絡が取れない」と回答した人が~~１６．７~~１０．１%、「自分で消防等に通報できない」と回答した人が~~２４．３~~２１．０%となっています。

また、災害時に困ることとして、１８歳以上では「投薬や治療が受けられない」と回答した人が~~５１．４~~４７．５%と最も多く、次いで「避難所等での集団生活が難しい」が~~４３．４~~３８．９%、~~「周囲とコミュニケーションがとれない」が３９．８%~~「障がいがあることを周りに理解してもらえない」が３１．５%の順となっています。

１８歳未満では「自力で避難することができない」と回答した人が~~４９．５~~４４．０%と最も多く、次いで「周りに救助を求めることができない」が~~４７．６%と~~４２．９%、~~と~~「周囲の状況を的確に把握できない」と~~が４７．６%、~~「避難所等での集団生活が難しい」が~~４６．~~

~~６％~~４１．７％の順となっています。

【１８歳以上】

災害時の避難	今　回	前　回
一人で避難できない	24.5%	32.7%
近所に助けてくれる人	今　回	前　回
近所に助けてくれる人がいない	40.4%	38.2%
家族への連絡	今　回	前　回
災害時に家族への連絡が取れない	10.1%	16.7%
消防等への通報	今　回	前　回
自分で通報ができない	21.0%	24.3%
災害時に困ること（上位５項目）	今　回	前　回
投薬や治療が受けられない	47.5%	51.4%
集団生活が難しい	38.9%	43.4%
障がいがあることを周りに理解してもらえない	31.5%	37.8%
周囲とコミュニケーションがとれない	31.1%	39.8%
避難所のトイレや風呂が利用できない	27.6%	31.9%

【１８歳未満】

災害時の避難	今　回	前　回
一人で避難できない	41.7%	44.7%
近所に助けてくれる人	今　回	前　回
近所に助けてくれる人がいない	53.6%	40.8%
災害時に困ること（上位５項目）	今　回	前　回
自力で避難することができない	44.0%	49.5%
周りに救助を求めることができない	42.9%	47.6%
周囲の状況を的確に把握できない	41.7%	47.6%
集団生活が難しい	41.7%	46.6%
必要な情報を入手できない	40.5%	40.8%
障がいがあることを周りに理解してもらえない	40.5%	40.8%

Ⅲ　計画の基本的な考え方

１　計画の基本目標

障がいがある人が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、地域で生きいきとした生活を送ることができるよう、全ての人が共に社会の構成員として安心して暮らしていける「地域共生社会」の考え方に基づき、**「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」**を基本目標とします。

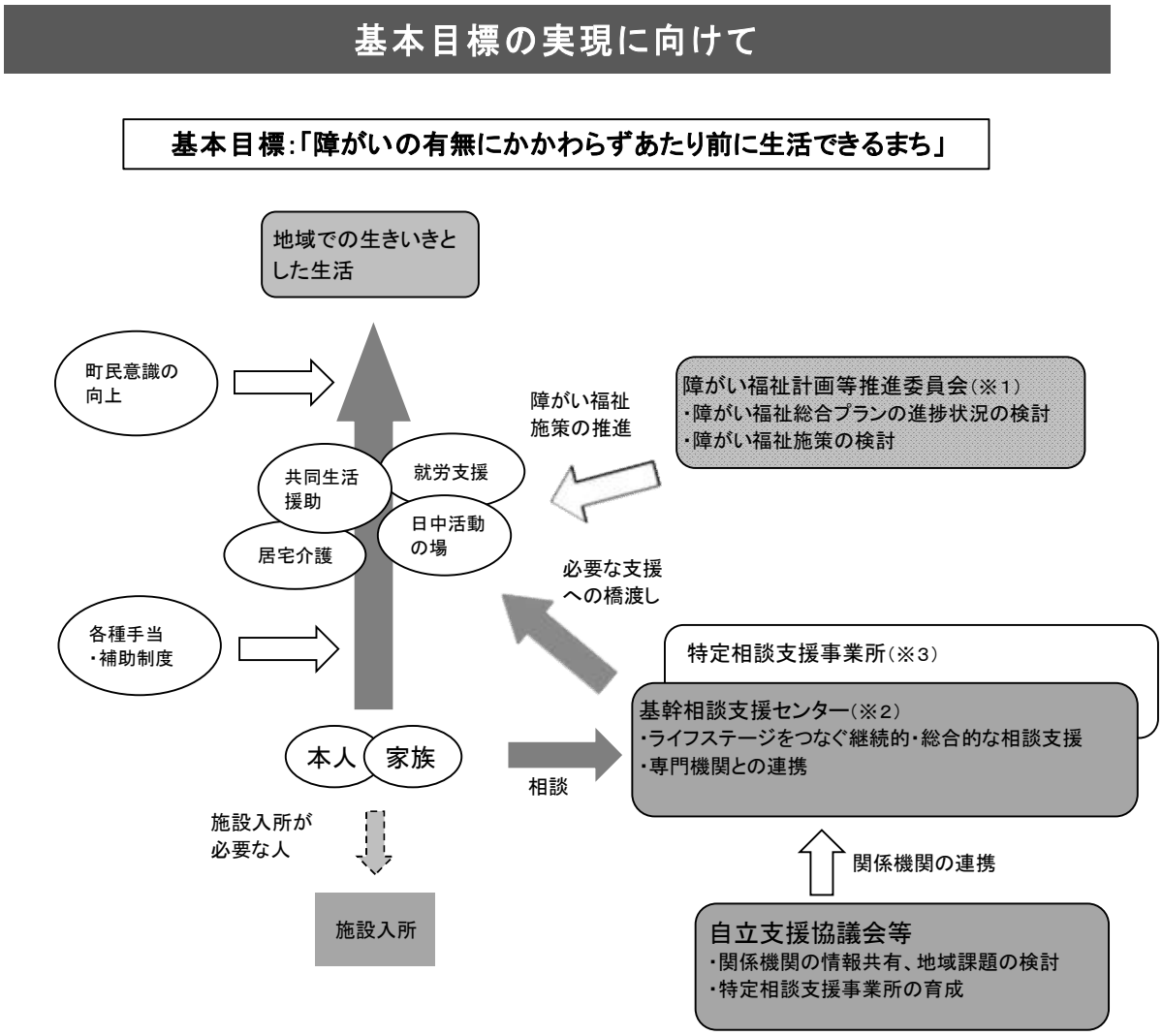

※1　音更町障がい福祉計画等推進委員会…当事者や学識経験者などで構成され、本計画の策定と推進状況について審議を行う町の附属機関です。

※2　音更町障がい者基幹相談支援センター…地域の相談支援の中核的な役割を担うため、役場福祉課内に設置されています。 専門のスタッフが、障がいについての相談に幅広く応じます。

※3　特定相談支援事業所…障がいについての一般的な相談と、障がい福祉サービス等の利用計画の作成及び計画の継続的な検証を行います（令和2年11月現在、町内に6事業所）。

２　計画の基本方針

基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を達成するため、５つの基本方針に基づき施策を推進します。

（１）さまざまな状況を踏まえた支援

支援が必要な人の特性や生活環境などを踏まえた支援を実施するため、一人ひとりのニーズを的確に把握するための相談支援体制やそのニーズに応じるためのサービス提供体制の充実を目指します。

（２）子どもの健やかな育成のための支援

障がいのある子どもがその能力を発揮して、自らの決定に基づき社会活動に参加できるようにするため、乳児期や学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援の実施を目指します。

（３）障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人が地域であたり前に生活する社会にするため、障がいに対する理解を深め、その人の特性に応じた配慮が行われることにより、差別や偏見等のない社会の実現を目指します。

（４）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した支援

ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な進展により、社会のあらゆる場面で導入されている状況を踏まえ、障がいのある人の情報格差の解消やより効果的な情報提供体制の構築を図るため、ＩＣＴを活用した支援の実施を目指します。

（５）安全・安心を確保するための支援

近年の大規模災害の多発や感染症の流行等の状況を踏まえ、障がいのある人が災害や犯罪などに巻き込まれないよう支援するなど、地域生活での安全・安心を確保するための支援の実施を目指します。

３　施策の区分

基本方針で示した視点に基づき、各種課題を効率的かつ効果的に解決していくため、３つの施策に区分して、各種取組を総合的に進めていきます。

（１）生活支援体制の充実

（２）自立した生活や社会参加の促進

（３）誰もが暮らしやすい社会の実現